

# 東日本大震災と所得保障の必要性

——ベーシック・インカム要求が提起するもの

---

山森 亮

---

はじめに

- 1 震災復興計画における被災者への所得保障
- 2 既存の社会保障制度の機能不全
- 3 既存の制度と被災者の生活再建
- 4 ベーシック・インカム

おわりに

はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、多大な人的・物的被害をもたらしている。四十九日を過ぎた現在<sup>(1)</sup>も、いまだ行方不明の方が多数いるという現実には胸が塞がれるばかりだ。生き延びた方々の多くも、地震や津波の直接の被害はもとより、その後の経済活動の停滞の中で、生活の糧を奪われた。また福島第一原子力発電所の事故による放射能の拡散は、いまなお現在進行形で多くの人々の生活の糧を奪いつつある。

こうした状況のなかで、福島第一原発からの放射能の拡散を一刻も早く止めること、被災した方々の当座の暮らしや生活再建のために、当面必要となるお金を一刻も早く保障すること、この二つなくして、復興も再生も成り立たないことは、衆目の一致するところではないだろうか。このうち後者の緊急所得保障について検討するのが本稿の課題である。

いわゆる復興計画やそのための財源をめぐる論議は、すばやく様々な提案がなされている。残念ながら、復興計画をめぐる議論のなかで、被災者の所得保障については、いくつかの例外を除いて、ほとんど触れられないことがない。

もちろん被災によって生活の維持が困難になった場合に、既存の社会保障などのシステムが、被災者の生活再建に十分役立っているのであれば、とりたてて被災者の所得保障のための提案は必要ない。

---

(1) 本稿は別の内容で執筆中であったが、東日本大震災の発生を踏まえ、表題と内容を急遽変更した。5月中旬まで状況の進展を反映するよう逐次内容を改変、追加した後、脱稿した。

したがって、以下本稿では、まず震災後2ヶ月近い状況のなかで、復興計画としてどのような議論が出て来ているかをまず概観し、被災者の所得保障がその中でどのように位置づけられているかを概観する(1節)。ついで第2節では、既存の社会保障の仕組みが、そもそも生活困窮者の生活再建にどれだけ寄与してきたのかを考察する。3節では、前節でみたような特徴をもつ既存の社会保障の仕組みが、今次の被災者の生活再建に十分に役立ちうるかどうかを概観する。残念ながら、既存のシステムが十分に役立っているとはいえない状況にあることが明らかとなろう。このことを踏まえ、また本誌特集の趣旨にてらして4節では、ベーシック・インカムの提案を検討する。

## 1 震災復興計画における被災者への所得保障

周知のように、今次の震災では、膨大な数の人々の生活の糧が奪われてしまっている。地震、津波、原発事故で直接働き手の命が奪われてしまった場合はもとより、失業した人、経営者や自営業で廃業せざるをえなくなった人も数多くいる。直接の被災地の外でも、こうした失業や廃業に苦しんでいる人は時間の経過とともに多くなってきている。

自然災害の被災者に対しては、現行法の枠組みでは被災者生活再建支援法と災害救助法がある。前者は阪神淡路大震災の経験を踏まえて1998年に成立した法律である。この法律に基づいて、住宅が全半壊した被災世帯に対し、最大300万円の支援金が給付される。しかし住宅以外の被害や生活困難への給付は定められていない。一方、後者の災害救助法は1947年に制定された法律で、その第二十三条には、生活必需品や「生業に必要な資金」の「給与又は貸与」が謳われている。しかし貸与は事例があるものの、給与は法制定後一度も行われておらず死文化しており、今次の震災対応でも行われていないという(若林 [2011])。

原発事故という人災については、原子力損害賠償法に基づいて、賠償請求ができることになっている。4月中旬の段階で、避難または屋内退避を指示されていた福島第一原発から30キロ圏内の住民に対しては、政府の要請に基づき東京電力は単身世帯で75万円、2人以上の世帯で100万円の仮払金の支払いを決定したという<sup>(2)</sup>。また農業漁業などの被害についても仮払いのための特別立法の動きがあるようだ<sup>(3)</sup>。

法的な枠組みの外では、市民から義援金も多く寄せられている。日本赤十字社と中央共同募金会に寄せられた義援金は5月12日現在で2,100億円を超えているけれども、5月中旬の段階では、被災者の手元には届いていないようである<sup>(4)</sup>。

このような状況下で、南相馬市出身の佐藤聡は「最大の問題は避難している限り収入がないことだ」と訴える。また国の自主避難指示は、「避難した方がいい。でも金銭的負担やその先のリスク

---

(2) 朝日新聞4月15日夕刊、東京本社版、1面。この記事を含め本論文で言及する新聞記事は参考文献に挙げているもの以外はいずれも、以下の各紙データベースに拠る。朝日新聞記事データベース聞蔵IIビジュアル for Libraries、日経テレコン21、ヨミダス歴史館(読売新聞データベース)。

(3) 日経新聞5月7日朝刊、1面。

(4) 日経新聞5月14日朝刊、39面。

は自分で負ってください」ということであり、「曖昧で陰鬱な自己責任の氾濫は、更なる混沌を助長する」と批判している（佐藤 [2011]）。

政府は「東日本大震災復興構想会議」を立ち上げ、4月14日に第1回会合が開かれた。この時点で政府が把握していた被災者数は、避難所で生活している全国14万人の人々で、それ以外の被災者については概数も把握していないという状況で議論が始まっている。また被災者にとって緊急の問題である、当面の生活保障については、同会議の検討事項には明確には含まれていないようである（菅 [2011]、五百旗頭 [2011]）。

その一方で会合に資料として提出された北海道東北知事会による要望書においては、「特別立法による被災者生活再建支援の特例的基金の創設」と、「災害救助法の弾力的な運用」が要望されている。後者の災害救助法の弾力的な運用もという項目においては、さきに若林 [2011] に即して触れた、半世紀以上にわたる「給付規定の死文化」を変えようとする提案が含まれている（北海道東北知事会 [2011]、p.4）。前者について要望書は以下のように述べている。

今回のような未曾有の大災害に際しては、被災者生活再建支援基金ではなく、特別法の制定により、全国国庫負担において、地方に基金を創設すること

この新基金創設に当たっては、これまでの住宅の損壊の程度に着目していた被災者生活再建支援制度に加え、被災地以外における再建を含めて、支援対象を発災時に被災地に居住し被災した世帯とし、これらの世帯がどのように生活全般を再建していくのかに着目した支援が可能な制度として組み替えること

これらに必要な財源の確保のため、不足する国の財源は、日銀の国債引受により対処すべきこと  
（北海道東北知事会 [2011]、p.3）

この点については、全国知事会によって3月23日になされた『平成23年東北地方太平洋沖地震に係る緊急要請』における「被災者生活再建支援のための特例的な基金の創設」（全国知事会 [2011]、p.4）に既にほぼ同様の要請がある。なお同要請は、特別法の条文案も提示しており、「被災者の生活再建に係る支援金の支給対象者は、被災市町村に平成〇年〇月〇日現在居住していた世帯の世帯主で、かつ、政令で定めるところにより生活再建を計画した者とする（同p.8、下線は筆者による）」とされている。また3月30日になされた指定都市市長会による『東北地方太平洋沖地震にかかる指定都市市長会緊急要請』においても、「被災者の生活再建に十分な給付・貸付制度等の施策の実施や地方自治体が被災者に対して行う生活支援、就学支援等の生活再建に向けた支援に要する経費の全国国庫負担（指定都市市長会 [2011]、下線は筆者による）」が要請されている。

したがってこれらは住宅の損壊にかかわらず被災者に現金給付の道を開こうとするものであり、従来の被災者支援の枠組みを大きく変える提案である。しかしながら、復興会議において、これらの提案を踏まえて議論が進展している形跡は、（5月10日の第4回会合までの時点で、政府内閣官房のHP上で公表されている議事要旨や報道などを見る限りでは）ほとんど無いようである<sup>(5)</sup>。

(5) 北海道東北知事会の要望を踏まえての議論ではないが、被災者の生活再建に係る提言は二、三ある。一つは清

またメディアや論壇などでも、この提案の財源論にあたる部分（日銀の国債引き受け）の是非については盛んに議論されているが、被災者の生活再建支援給付そのものについては、ほとんど議論されていないように思われる。財源論は、増税で賄う場合、消費税なのか、所得税なのかなどが議論され、国債発行であれば、日銀が引き受けるのかどうかなどが議論される。これらの議論は経済誌では毎週のように繰り返され、復興計画の焦点は、財源論のようにみえる<sup>(6)</sup>。単純化の誹りを恐れずにいうと、増税か、国債発行か、という二者択一にメディアの取り上げ方は傾斜しているようにも思う。しかしどちらを財源にしても、復興計画の中身に生活再建を可能にする緊急の所得保障が含まれていないのであれば、多くの被災者の生活は立ち行かない。

## 2 既存の社会保障制度の機能不全

もちろん、災害関連法規や上述の復興計画論議が、被災者の所得保障にあまり対応していないとしても、そのことが直ちに問題ではない。なぜなら、多くの先進国は、生計の維持が難しくなった人々に対して、その所得を保障する仕組みを半世紀以上に渡って構築してきており、今回の震災のような場合でも、被災者の所得保障については、原則的には、既存の諸制度が対応しうるはずだからである。

しかし残念ながら、日本の社会保障制度は、震災以前から機能不全に陥っているのではないだろうか。以下、順に見て行こう。

まず多くの人が生計維持の手段としている雇用を失った場合の保障はどうだろうか。日本では雇用保険における失業給付金が、そのような場合の保障として機能していることになっている。しかしILOが2009年に出した報告書によれば、失業給付を受給できている者は失業者のうち僅か23%である。これは中国の16%よりは多いが、ドイツの94%やフランスの80%はもとより、アメリカの41%と比べても、格段に低い（ILO [2009]）。この低さの原因としては、失業給付金の給付期間の問題もあげられるが、そもそも雇用保険に加入している労働者の割合が約6割であり、しかも不安定な労働者ほど雇用保険に加入できていない現実がある。

しかし失業給付が他の先進諸国のようには機能していない日本においても、生活保護という仕組

---

家篤委員による「当面の被災者救済」についての言及である。清家の提案では「何よりもまず既存の公的セーフティーネットを最大限に使うことが重要（清家 [2011], p.1）」とされ、「雇用機会を失った人には失業給付（同, p.1）」などが例示されている。もう一つは高成田享委員による復興財源についてのメモにおける以下の言及である。すなわち「被災者の生活支援にかかわる分野については、経済効果や乗数効果を考える前に、国家の義務と考えるべきであり、ここは赤字国債の発行か復興税を創設して充てる」（高成田 [2011]）というものである。また知事会要望を資料として提出した岩手県知事の達増拓也委員からは津波被害に関しての二重債務解消（被災企業資産のファンド設立による買い取り、住宅ローンの国による買い取り）が提案されている（達増 [2011]）。

(6) 例えば、井堀 [2011], 森信 [2011], 伊藤 [2011], 神野 [2011]。震災特集としては『週刊エコノミスト』が5月3日・10日合併号 (No. 4170) で「震災と復興」特集を、『週刊東洋経済』が、5月28日号 (No. 6327) で「東北復興」特集を組み、いずれも充実した内容となっている。しかし残念ながら全国知事会や北海道東北知事会などが要望する新しい被災者支援の枠組みへの言及はない。

みが、一定以下の貧困水準に陥った場合に、主に金銭給付によって、人々の生計維持を可能にする建前となっている。このような仕組みは多くの先進国に共通であり、社会扶助と呼ばれている。この仕組みが、困窮に陥った人々の生計維持を可能にするかどうかは、(1) 貧困水準以下の所得で生活せざるを得なくなった人々のうち、どれだけの割合に人が制度を実際に利用できているかと、(2) そもそも制度が想定する貧困水準がどのあたりに設定されているかに、かかっている。

(1) については、これを捕捉率と呼び、各国で研究者たちが推計データを出している。日本では長らく政府は推計してこなかったが、2010年に推計データを公表している。それによれば、2007年のデータで15.3%である（厚生労働省社会・援護局保護課 [2010]）。これは研究者の推計ともおおよそ合致する。例えば経済学者の橘木俊詔らは、1995年のデータをもとに推計して19.7%だったものが、2001年のデータをもとにした推計では16.3%と下がってきていることを明らかにしている（橘木・浦川 [2006]）。

捕捉率が20%を切っているということは、貧困に陥っている世帯のうち、実際に生活保護の給付を受けているのは、10世帯に2世帯もない、ということである。生活保護は申請主義であり、制度の趣旨からいっても捕捉率が100%でないことが直ちに問題ではない。しかし「健康で、文化的な、最低限度の生活」を保障する「最後のセーフティネット」として位置づけられていることを考えれば、捕捉率が2割を切っているというのは、セーフティネットとしては機能しえていないといふべきだろう。

また国際的にみても、この日本の水準は際立って低い。例えばイギリスでは日本の生活保護に相当する所得支援制度の捕捉率は公表されている最新のデータで、78-90%である<sup>(7)</sup>。また多くの先進国で50%を超えている場合が殆どである（Hernanz, Malherbet and Pellizzari [2004]）。

先述の(2)、すなわち制度が想定する貧困水準（＝生活保護基準）が、貧困水準としてどうなのか、という問いに移ろう。貧困についての国際比較で多用される貧困基準として、OECDの相対的貧困率がある。これは世帯者数調整後の可処分所得の中央値の50%以下の所得で生活している人数の全人口に占める割合である（OECD [2008]）。駒村康平らは、これと生活保護基準とを比較し、ある程度重なり合うことを発見している（山田・四方・田中・駒村 [2008]）<sup>(8)</sup>。したがって日本の生活保護基準には、貧困基準として一定の妥当性があるといってもよいかもしれない。また先進諸国の社会扶助基準と比べても、日本の生活保護基準は高い部類に属するといわれている（埋橋 [1999]）。

しかしながら、実はこれらはフローとしての所得にのみ着目した場合である。実際に申請が審査される際には、ストックとしての資産も問題となる。このこと自体は制度の趣旨に照らして当然のことではある。しかしながら、その基準が、非常に厳しいという指摘がある。預貯金は生活保護基

(7) 2008-9年のデータ（Department for Work and Pensions [2010]）。1990年代後半から同様の数値で推移している（Hernanz, Malherbet and Pellizzari [2004]）。

(8) 同論文は両者の重なり合いとずれについて数値を出して興味深い知見を提出しているが、「本稿における数値はまだ暫定的段階のものであり、数値についてのご引用は遠慮願います」とある（山田・四方・田中・駒村 [2008], p.55）。

準の半月分程度とされ、これは単身世帯で約4万円、いわゆる標準3人世帯で約8万円程度である<sup>(9)</sup>。この件については厚生労働省の委員会においても厳しすぎるといった意見が出たこともある<sup>(10)</sup>。また物品に関しては、当該地域での普及率がおよそ70%を超えていないものの所有は原則的には認められない他、自動車の所有も原則認められない。これらの結果、「身ぐるみ剥がれ」た状態にならないと保護の受給に至らず、その結果、保護の受給が、将来的な保護から脱却しての生活再建(=厚生労働省のいう「自立」)へと繋がらないとの指摘もなされている。他方で一般の低所得者は『人並み』の消費生活を営むという規範(菊池 [2010], p.105)に従っている場合が多く、借金はしても保護の申請にはなかなか至ることができないともいわれている。また国際比較研究においても、日本のストックとしての資産の保有基準は厳しい部類に属するとされている(埋橋 [1999])。

さらに、生活保護の受給者は、様々な自由を制約されており、シティズンシップを剥奪されている状態にあるとの見解もある(遠藤 [2002])。こうした状況は非受給者と受給者の間に境界を作り出し、受給者にスティグマを賦与することになるとも指摘されてきた。

2004年に厚生労働省は、一般世帯の消費水準との比較で生活保護基準を決める従来の水準均衡方式と呼ばれる在り方に代わって、低所得世帯の消費水準との比較で保護基準を評価するようになった(厚生労働省社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会 [2004])。以降この考え方に基づいて加算の廃止や保護基準の切り下げの提案が行われ、現在に至っている。この提案では、所得の低い方から10%の人々の消費水準と保護世帯の消費水準が比較されているが、この10%の人々はちょうど、生活保護基準以下で生活している人々の数とおおむね重なる(橘木・浦川 [2006], p.123)。生活保護基準以下で生活しながら生活保護を受給していない人と、生活保護を受給している人を比べれば、受給者の消費水準が高くなるのは当たり前である。いわば最低賃金以下で働いている人の賃金と最低賃金を比べて、最低賃金の方が高いので引き下げましようといっているようなものだ。このような比較に基づいて保護基準を厚生労働省が評価していることは、人々を貧困から守ろうとする制度として生活保護が機能していないだけでなく、そもそも機能させようという発想自体が消滅しつつあることの象徴のように思える。

このように、震災以前から日本の社会保障制度は、貧困に陥った人々の生活再建という観点から見た場合には、機能不全に陥っていたといえるのではないだろうか。実際、税制や社会保障制度が勤労者層の相対的貧困率を是正する割合は、OECD諸国の平均で11.5%あるのに対し、日本では2.2%しかない。これはフランスの19.4%、イギリスの12.5%と比べて低だけでなく、アメリカの5.2%と比べても低い(OECD [2007])。

---

(9) 先述の厚生労働省発表の捕捉率は、資産のうち預貯金を考慮に入れると、15.3%から32.1%に増大する。

(10) 厚生労働省社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会(2004)では、0.5ヶ月程度から3ヶ月程度へ緩和する意見と、それへの反対意見とが併記されている。

### 3 既存の制度と被災者の生活再建

さてこのような機能不全は、被災者の生活再建にどのような影響を及ぼすだろうか。まず雇用保険に関していうと、もちろん社会保険に加入していた労働者の場合、給付金が命綱となっていることは間違いないだろう。しかし加入できていなかった労働者は、雇用保険給付金を受け取ることは出来ない。また被災地では、被雇用者ではない働き手が比較的多かったのではないだろうか。これは農業、漁業、商店主などだけではなく、建設産業従事者などに典型的ないわゆる一人親方なども、雇用保険ではカバーされない。

もちろんこれらの方々が、生活保護を生活再建の手段として利用出来ればよい。しかしながら、今次の被災地として、誰もが同意する福島、宮城、岩手の三県の生活保護の捕捉率は、前節で紹介した全国平均の捕捉率と事情はほとんど変わらない。駒村康平らの1999年のデータに基づく推計によれば、福島県が20%台前半、宮城、岩手両県が10%台後半である（駒村 [2010]）。

また「生活保護基準未満の割合は『人口5万人未満の市・郡部』に居住する世帯の方が高いにもかかわらず、実際の生活保護受給世帯は『大都市』の方が多（橘木・浦川 [2006], p.135）」という指摘もある。その理由の一つとして同研究は「保護受給に対するスティグマの感情」が都市部より地方の方が高いことを想定している。ちなみに今回、津波の被害を受けた地域や福島第一原発30キロ圏内となった地域は、仙台市、石巻市など一部の大都市を除くと人口10万人未満の市町村が多く、そのうち人口5万人を超える都市も、平成の大合併前は人口5万人未満だったところも多い。

加えて、前節で触れた自動車の保有制限が、公共交通が整備されておらず「乗用車が生活必需的な地域」における「生活保護へのアクセス制限」となっていることを示唆する研究もある（山田・駒村・四方・田中 [2011]）。

また、避難先や、職探しのため引っ越した先で、生活保護を申請しようとした場合にも、困難が待ち構えている。生活保護は申請時点での居住地で申請する建前となっているが、これまでも日雇い労働者や野宿者に対して、居住地の福祉事務所によって、「地元」に戻って申請をするように助言されたりする場合がしばしばあった。今次の震災に関しては、そのような法の趣旨に反する対応の行われないよう、厚生労働省も通知で「今般の地震により本来の居住地を一時的に離れて遠方に避難している場合、本来の居住地に帰来できない等被災者の特別な事情に配慮し、避難先の保護の実施機関が実施責任を負い現所在地保護を行うものとする」と述べている（厚生労働省社会・援護局保護課長 [2011]）。

そうはいつても現実問題として、申請へのネックとなりそうなのが、保護費用の地方自治体負担である。生活保護は法定受託事務とされ、その実施は市部については市が、町村部については都道府県が行っている。保護費の4分の1と、人件費の全額を、これらの地方自治体が負担している。このことは以前より問題含みとされて来た。一方では、国が定めた保護基準（＝ナショナル・ミニマム）に基づいて運用されるべき制度にも拘わらず、全額国庫負担でないことに対する、生活保護受給者／受給支援者側の批判があり（ex. 全大阪生活と健康を守る会連合会 [2010]）、他方で、1990年代以降の（とりわけ大都市部における）保護受給者の増加に伴う財政負担の増加に悲鳴を

上げた自治体からも全額国庫負担を求める声が上がっている（指定都市市長会 [2010]）。

避難した被災者のなかには、受け入れ先の自治体住民に気を使い、肩身の狭い思いをしている人もいだろう。また受け入れ先の住民のなかには、就労斡旋などで被災者が優先されることに疑問の声もあるという。すでにこうした状況が生じている中で、避難受入先自治体の財政負担を増やすことになってしまう、生活保護申請に二の足を踏む被災避難者や、ネガティブに捉える受入先自治体住民もいても不思議はない。

震災以降、生活保護受給者は増加しているようだ。しかし以上から、生活保護基準以下に所得が落ち込んだ被災者のうち、制度を利用できている人は現在のところそれほど多くない可能性が高い。

また震災以降も、政府による生活保護制度の「改革」は粛々と続いているようである。報道等を見る限り、これらの動きは前節で詳述したような事態を加速させるような方向である。厚生労働省は「生活保護費の減額」を検討していると、4月26日の日経新聞朝刊は報じている。

こうした中で、被災者などへの所得保障を求める動きも、なかなか論壇やメディアの復興論議には入ってこないけれども、始まっている。なにより生活保護の申請希望者や受給者に寄り添いながら活動してきたNPOなどは、申請を希望する被災者のためのQ&Aの作成などを行っている（生活保護問題対策全国会議（2011））。前述の全国知事会や北海道東北知事会などによる特別法による給付要望に対応する議論としては、ベーシック・インカムを要求する声が上がっている。本特集の趣旨にも鑑み、次節でこの要求について詳述しよう。

#### 4 ベーシック・インカム

ベーシック・インカムとは、社会の全ての成員に対して、無条件で、個人単位に、生活に足るだろう額の所得を給付するという構想である。「生活に足るだろう額」が、社会扶助基準などの近傍に位置するであろう「最低限」を意味するのか、あるいはそれより高い額を意味するかもしれない「最適」ないし「尊厳のある」暮らしを可能にする額なのかはベーシック・インカム研究者の中でも意見が分かれる。いずれで定義されるにしても、それを下回る額の給付は、部分的ベーシック・インカムなどと呼ばれる。また「全ての成員」、「無条件」、といった点も、実現可能性その他の観点から留保された、例えば社会貢献などを条件とした「参加所得」など、ベーシック・インカム「的」な議論も行われている。これ以上の詳細は、紙幅の都合で山森 [2009] などに譲りたいが、近年の日本における議論の拡大のなかで広範に見られるようになった二つの誤解への注意のみ、簡単に喚起しておきたい。

一つは、制度の全体像にかかわるものである。ベーシック・インカムによって、全ての社会保障を置き換えるという誤解がある。もちろんそのような提案もありうるだろうが、これまでのベーシック・インカム要求運動のほとんど、またベーシック・インカム研究のほとんどが想定しているのは、既存の社会保障制度における現金給付のうち、ベーシック・インカム給付によって重複する部分のみが、置き換わる形である。換言すれば、現物給付は影響を受けないし（あるいはさらに充実

させる提案もある)、現金給付も重複しない部分はそのまま残ることになる。もちろんさらに充実させたり、逆に縮小させる提案もありうるが、これらはベーシック・インカムの原理から必然的に導きだされるものではなく、別の考慮に基づいている。

もう一つは、ベーシック・インカム要求の背景にある考え方がないし哲学にかかわる誤解である。それは最低所得の保障を超える部分については、本人と市場に委ねられる、という自己責任論ないし「リバタリアン的」な解釈である。おそらくその理由の一つには、ベーシック・インカム世界ネットワークの中心人物の一人であるフィリップ・ヴァン・パレースが、「真のリバタリアン」を自称していることにあるように思われるが、彼の議論は、そのようなものではない。彼の主著では、全ての人がお互いを羨ましいと思わなくなるまで、分配を行うという「非優越的多様性」の原理に基づく分配が、ベーシック・インカム給付に先立って行われるという、非常にラディカルな議論が展開されている(van Parijs [1995])<sup>(11)</sup>。あるいはベーシック・インカム要求運動が、福祉国家のパターンリズム的な側面への批判を伴っていた(山森 [2009])ことが、このような誤解のもう一つの理由かもしれない。しかしこの場合も、たとえば同様の批判を孕んでいた障害者運動を「自己責任論」と括ってしまうのがミスリーディングであるのと同じように、ミスリーディングである。

さて震災以降、ベーシック・インカム給付を要求する声が、複数上がっている。全建総連釧路建設ユニオンは、4月9日に開かれた定期大会で、「私たちはベーシック・インカムを要求する」とする特別決議を採択している。組合員の多くは釧路、根室地域に住む建設産業従事者であり、通常メディアがカバーする「被災者」には入らないが、サプライ・チェーンの崩壊は、建設業界でも深刻な建築資材不足をもたらしている。同ユニオン書記長の岸本聡によれば、組合員の建設労働者の多くは、「一人親方」として働き、雇用保険などの制度の枠の外に置かれており、生活は危機的な状況であるという。こうしたなかで被災地での仮設住宅建設などの復興事業に出稼ぎにしている労働者も多いという。しかし組合員たちの過去の出稼ぎ経験から、特別決議は次のようにいう。

しかしながら、出稼ぎが過酷なものであることを、私たちは知っている。出稼ぎ先は寝る場所の確保さえ容易ではない。給料を持ち逃げされ、帰ることが出来ずにホームレスになったものもいる。戻ってきたところで地元での職が保障されているわけでもない。

そもそも私たちは、こんな兵糧攻めのような目に遭い、飢えて駆り出される羽目になりたくはない。

私たちは被災地への支援を惜しまない。しかし私たち自身が食い詰めてしまえば、被災地を支援することさえ出来ない。じっさい、明日のコメが手に入らない事態が、仲間うちに生じている。もはや一刻の猶予も許されない。

すべてのものに所得補償を！ 私たちはベーシック・インカムを要求する！

(全建総連釧路建設ユニオン [2011])

(11) 彼自身は近年になって、この立論に変更を加えているが、それでも上記のような自己責任論的な解釈とは大きく異なっている。

この動きは、被災者のみへの給付要求ではなく、全ての人への文字通りのベーシック・インカム要求である。

これに対して、被災者に限定したベーシック・インカム要求も出てきている<sup>(12)</sup>。公刊されているものとしては、4月20日発行の村岡 [2011] において、〈被災生存権所得〉が提唱されている。月額7万円（ただし被災の程度によって額を何段階かに設定しても良い）、5年程度、といったラフスケッチが提示されている。その財源として、「資本金5,000万以上の法人への累進課税の強化……（中略）……、所得税の最高上限を現行の40%から50%に上げること、消費税について食料品などを課税対象から外し、さらに高額消費財への倍率課税も含む税率アップ」（同、p. i）などが示唆される。

また4月23日発行の関 [2011] においても被災者へのベーシック・インカムが提起されている。「今東北が必要としているのは被災者に対する月八万円程度の一律無差別なベーシック・インカムの支給である。これは政府通貨が発行されれば直ちに実施できる措置であり、ベーシック・インカムは将来の見通しが立たないでいる被災者を支えるだけでなく、地域経済を速やかに再生させるであろう（同、2面）」。

活字になっていないものについては、全体像は把握していないが、管見の限りでも、以下のような取り組みが行われている。

4月上旬には、「震災復興基礎所得保障と生活再建のための現物支給を政府に要求する要望」（呼び掛け人：白崎朝子他）が出されている。7つある要求項目の1番目に「被災した人々に早急に無条件・個人単位による基礎所得保障を支給して下さい」とあるが、まさしく被災者限定のベーシック・インカムに他ならない。その理由として、審査にかかる期間中に死に至ってしまうほど切迫した申請者がいるだろうこと、また「行政機構も被災していて機能していないところが沢山ある」ことが挙げられている。4月16日には、「震災復興基礎所得保障等を政府に要求する声明：被災者、そしてすべての人々への希望のベーシック・インカムを!!」と題する声明が出されている（呼び掛け人：白崎一裕）<sup>(13)</sup>。これらの動きを主な母体として、4月27日には「震災復興基礎所得保障と生活再建のための現物支給を政府に要求する院内集会」が参議院会館で開かれた。

このように、被災者にベーシック・インカムを給付すべきであるという声は複数挙がっている。こうした声に対して多くの人が尋ねたくなるのは、第一に、誰が給付の対象となりうる被災者なのか、という点であり、第二に、その財源をどうするのか、という点であろう。

第一の問いに関して、上述の動きのどれも、明確な答えを出していない。前述の村岡 [2011] では「仮に」と断り書きのうえ、100万人という数をあげている。注13で触れた、ベーシック・インカム日本ネットワーク企画委員有志の議論の中で、村上慎司は、必要となる予算額を概算する

---

(12) 本節冒頭の整理に従えば、ベーシック・インカム「的」要求というべきかもしれないが、煩雑さを避けるために簡略化してこのように表記する。

(13) ベーシック・インカム・実現を探る会発行の『BIメールニュース』No. 094。なおこの声明は白崎一裕の提起を受けてベーシック・インカム日本ネットワーク企画委員有志で議論し発表予定であった声明文をもとに、国債の日銀引き受けなど独自の論点が追加されたものである。

ための操作的な仮案の一つとして、約910万人という対象者数を計算している。これは岩手・宮城・福島の三県の全住民、および青森・茨城・栃木・千葉の四県のうち住宅被害で全壊または半壊の棟数が三桁以上におよぶ基礎自治体の住民数を足したものである（村上 [2011]）。これらの地域外でも、震災や原発事故の影響で、職やその他の生活の糧を失ったり、自主的に避難をしている人々も多数いるはずである。いずれにしても、これら（村岡の100万人、村上の910万人）は予算規模をイメージするための操作的な試算であって、いったい誰を給付対象者とすべきなのかについての積極的な見解に基づいたものではない。そうした議論は、これからである。

第二のいわゆる財源問題だが、上記の村上試算に基づけば、仮に月8万円の給付とすると、年に8兆7千億円強の予算が必要となる。ベーシック・インカム日本ネットワーク企画委員の間では、所得税の累進性回復、相続税の強化、法人税の課税ベースの拡大、給付つき税額控除を導入して逆進性を相殺した上での消費税増税、日銀の国債引き受けなどが議論されている。なお村上は過去に、2007年の課税所得の統計データを用いて所得税率を現行の税率から1987年時点の税率に戻すだけで、約6兆7,600億円の財源を確保できるとの試算を公表している（村上 [2009]）。

村岡（2011）は前述の通り、所得税の累進強化の他、法人税、消費税の増税をもって財源にあてるという提案である。村岡は震災以前からベーシック・インカム構想を展開しており、その中で、同様の財源案が提起されている（村岡 [2011]）<sup>(14)</sup>。関 [2011] は、政府通貨の発行によって賄おうという提案である。関も震災以前からベーシック・インカム構想を展開しており、政府通貨の発行案も、その中で提起されている公共通貨発行論を踏まえたものといえよう（関 [2009]）<sup>(15)</sup>。

筆者自身も、これらの提案に概ね賛成である。被災者に所得の保障を行うことに賛成の理由は以下の二点である。

第一に、これ以上の震災関連死を出さないことである。阪神大震災でも震災以後に亡くなった方々は多かった。今回も残念ながら震災以後に亡くなっている方々は多い。もちろんこうしたことを防ぐためには、コミュニティを解体しない形での仮設ないし恒久的な住宅の早期の建設や、医療、介護、保育の充実など、さまざまな対策が必要とされるが、所得保障もそうした対策の不可欠の一環である。現に光熱費や食費の負担が、避難所から仮設住宅への移転のネックとなるケースも出て来ている。

第二に、復興計画は、被災当事者を中心に纏めあげられるべきだと筆者は考えるが、少なくとも当事者の意見を踏まえて纏めあげられるべきであるということは多くの方が同意されると思う。しかしながら、被災者の多くはそうした議論に参加する余裕を奪われている。復興の青写真という希望は大変重要である。当事者の加わった形での一刻も早い復興計画の作成のためにこそ、所得保障

(14) 村岡は1994年よりベーシック・インカムの「生活カード制」を提起し、2009年にはベーシック・インカムに「生存権所得」という優れた訳語を与えている（村岡 [2011]）。

(15) 関も「無条件の所得保障措置」などの言葉で、日本では比較的早くよりベーシック・インカムの提案を行っていた（関 [1994]）。関 [2007] では負の所得税的な提案を行っている。山森 [2009] では、日本における先駆的なベーシック・インカム要求およびベーシック・インカムの要求について、敬意を込めて網羅しようとしたが、執筆時点では関と村岡の仕事に気づかず言及できなかった。

は必要である。

このように述べると、所得の保障ではなく雇用の確保こそが必要ではないかと問う声があろう。実際、被災者の生活再建に資する提案としては、雇用の確保を求める様々な提案がある。復興会議でも雇用の確保に関しては、2節の注5で触れた清家委員の提案の他、一次産業従事者の多くが個人事業主であることから、雇用保険の対象とならなかったことを視野にいれつつ、漁業の株式会社化を村井委員が提案するなど<sup>(16)</sup>、言及がある。

また論壇に目を転じれば、復興事業への被災者の雇用を求める「キャッシュ・フォー・ワーク（以下CFWとあるのは、英語表記Cash For Workの短縮形である）」の提案が注目に値する。震災後いち早くこの提案を纏めあげ、その実現のために「CFW Japan」を設立した永松伸吾によれば、キャッシュ・フォー・ワークとは、「災害対応・復旧復興事業などに被災者を雇用し、対価として現金を支給するプログラム」のことで、「大規模災害の被災者支援の方法として国際的に定着しつつあるという（永松 [2011], p.63）。そして大事なポイントとして以下の4つを挙げている。第一に、「あくまで平常の経済活動が被災地で再開するまでの」一時的な事業であること、そのために平時の賃金を上回ってはならないとする『劣等処遇の原則』に依ること。第二に対象者は「労働に耐えうる健康な男女」であり、「高齢者、障害者など労働が困難な人々」は対象ではなく、「こうした社会的弱者に対しては別途十分な支援が与えられるべき」であること。第三に、「CFWはすべての被災者に労働を強要するもの」ではなく、「CFWに参加しなかったからといって人々の生存のために必要な支援が断ち切られるようなこと」はあってはならないこと。第四に、このプログラムはボランティアなどによる無償労働をすべて有償労働に切り替えようとするものではないこと、である（同, p.64）。

雇用の確保が多くの被災者の要望に即していることは疑いを挟む余地はないし、永松らの提案はその当座の実現可能性を真剣に追求している点で、非常に重要な提起である。とはいえ本節の文脈に即して強調したいのは、永松がCFWの第二、第三のポイントで適切に指摘しているように、雇用対策だけでは、被災者全員の当座の生活を保障することは不可能であるという点である。どうしても所得給付が必要となるのである。

次に所得の保障が、被災地の状況に照らしてベーシック・インカムの給付の形で行われることが望ましいと考える理由は、以下の諸点である<sup>(17)</sup>。

第一に、一刻も早く被災者の手元に現金が届くことが重要である。そのためには無条件であることが大きな利点となる。罹災状況によって区別しようとするれば、避難先から、全壊した家の写真を撮りに戻り、そしてそれを別の場所に一時避難している役所に提出し……といった、罹災証明が必要な現行の被災者支援制度と同様の困難を被災者に強いることになりがちである<sup>(18)</sup>。このように

(16) 第二回同会議議事要旨。

(17) 筆者は、震災とは関係なく、ベーシック・インカムの導入が望ましいと考えて来たが、その理由については山森 [2009] を参照。

(18) 千葉県浦安市では罹災証明申請の受付は5月1日から始まった（朝日新聞5月2日朝刊ちば首都圏版27面）。なお津波でほぼ全域が浸水した地域での被災者生活再建支援法の支援金申請手続きについては、政府は罹災証明書不要とする方針のようだ（朝日新聞4月17日朝刊福島全県版23面）。

申請に辿りつくまで時間と労力が必要なうえ、申請後給付までにかかる時間も、災害の規模が今回より小さかった過去の事例でも2カ月ほどかかっていたようである<sup>(19)</sup>。

第二に、すでに疲弊している現場の自治体行政の負担を増やすことは最小限にしなければならない。このためにも無条件であることが大きな利点となる。

第三に、現金給付の有無や額を、被災状況によって区別するあり方は、総論としては大方の被災者の同意を得うとしても、実際に審査し、給付を受け取れる人、受け取れない人が出て来た場合に、コミュニティを崩壊させる可能性がある。この点でも無条件性が大きな利点となりうるだろう。

第四に、個人単位であることは、いくつかの理由で重要である。2節の注で触れた全国知事会の案では、世帯主に給付することとなっている。しかし、世帯主が行方不明になったままの場合、死亡を確定するには遺族が失踪宣告の申し立てを家裁にしなくてはならないが、その申し立ては1年経たないと可能にならない（いのうえ [2008]）。また1年経っても心情的に失踪宣告したくないという場合もあるだろう。いずれにしてもこれらの手続きが現行法のままの場合は、遺族の当座の役にたちそうもない<sup>(20)</sup>。また例えば放射能から子どもを守るために避難すべきかどうかなど、生活の今後を巡って、世帯内の意見が対立することもある。こうした時に、所得給付が世帯構成員の意思決定を歪めたり、世帯主への従属を強める効果を持つようなことは望ましくない。逆に世帯主の意に反して避難したことによって給付から漏れるというようなこともあってはならない。

また、そもそも世帯内の分配は平等であるとは限らず、世帯主への給付という方法は、世帯構成員の世帯主への従属を高めがちであるという批判は、フェミニストの立場からの社会政策研究では繰り返し指摘されてきた。このような状況は今回の被災地とて例外ではないだろう。

最後にいわゆる財源論をめぐって、山森 [2009] でも述べたことだが、二つの留保がある。第一に、個別の政策プログラムを、特定の税収入や国債などとの一対一の対応関係で考えることは望ましくない。予算は全体で考えるべきである（その限りで、復興計画との兼ね合いでマニフェストの見直しを主張する議論は正しい）<sup>(21)</sup>。小学校30人学級実現のための予算について、あるいは災害地へ派遣される消防などの公務員給与について、国債発行で賄うべきか、消費税収から賄うべきか、それとも所得税収から賄うべきか、などとは通常議論しないし、すべきでもない。

第二に、個別の政策プログラムの是非は、財源論とは別個に議論すべきである。例えば、原発事故を収束させるために国がすべき方策についての論議は、そのための財源論議とは一旦切り離すべきだ。もちろん複数の政策プログラムのあいだの優先順位が予算との兼ね合いで問われることは、避けて通れない。しかし、いわゆる財源論の多くはこのように問いを立ててはいない。

その上で、全国的に無条件のベーシック・インカムを導入する場合には、それを含む全体の予算

(19) 朝日新聞 4月14日夕刊東京本社版1面。

(20) この点について政府は、今次の震災による行方不明者については1年から3ヶ月に短縮する方針のようである（読売新聞5月11日夕刊2面）。

(21) ただし被災者への個人給付抜きの復興計画の財源のために、子ども手当や高校無償化などを後退させるのでは、被災者をより一層の窮状に追い込むことになろう。

を可能にする財源の確保は、どのような方法でするにしても、殆どの場合、その特定のファイナンスの方法に反対して導入しないよりも、ベーシック・インカムを導入した方が（少なくとも貧困問題の解決などの点では）望ましい。

被災者へのベーシック・インカムの給付についても、被災者の生活再建という点では、同様のことがいえる。しかし被災者ではない低所得者の存在などを考えると、例えば、所得税であれば定率増税よりは、累進制を強化する形が望ましいし、消費税であれば逆進性を相殺する給付つき税額控除などの同時導入が不可欠である。

政府通貨ないし公共通貨を発行する場合には、通貨発行量についての規律をどのように担保するかが真剣に議論されるべきだろう。また政府通貨を被災者へのベーシック・インカム給付のみに限定して発行するような場合には、政府通貨の流通をどのように保障するかも大きな課題となるだろう。その観点からは、むしろ公共事業の支払いや公務員の給与などを政府通貨で行う方が、流通を担保しやすいかもしれない。S. ゲゼルが提案したような減価型の通貨とするのかどうか、あるいは一定期間流通したのち、日銀券との交換で引き上げるのか、議論すべき点は多いが、紙幅もないので本稿では立ち入らない<sup>(22)</sup>。

## おわりに

福島第一原子力発電所からの放射能の拡散を一刻も早く止めること、被災した方々の当座の暮らしや生活再建のために、一刻も早く所得を保障すること、この二つなくして、復興も再生も成り立たない。このうち後者の緊急所得保障について検討するのが本稿の課題であった。

2節でふれたように、全国知事会、北海道東北知事会などによる「特別立法による被災者生活再建支援の特例的基金の創設」という要望は、政府や地方自治体による復興論議のなかでは、数少ない被災者の生活再建のための提案として貴重である。しかし残念ながら政府の復興構想会議においても、また論壇や経済誌などでの復興論議においても、この提案は正面から受け止められていない。

こうしたなかで5節で検討した被災者へのベーシック・インカム要求の動きは、知事会などによる要望の、より具体的な提案と位置付けることも可能であろう。ベーシック・インカム給付の実現には、さまざま乗り越えなくてはならない壁があろう。私自身もベーシック・インカムの他の対案に対する絶対的優位性を主張するつもりはない。しかし本稿でみてきたように、被災者の所得を保障する他の対案自体が、ほとんどない状況にある。

いずれにしても一刻も早く被災者への所得保障が行われ、これ以上の死者や、貧困の再生産を生まないことが望まれる。このような所得保障があつて初めて、被災者たち自身が、未来に向けて復興計画を立案する時間と空間を共有できるようになるだろう。筆を置くにあたって、改めて亡くなられた方々のご冥福をお祈りします。

---

<sup>(22)</sup> 政府通貨については室田 [2004] が、実際に発行されている事例の紹介なども含め、参考になる。

## 謝 辞

本稿の執筆に当たっては、ベーシック・インカム日本ネットワークの企画委員の皆さんから教えられることが多かった。また南相馬市出身の佐藤聡さんからも教えられることが多かった。藤沢雄一郎さんには注15にかかわる文献についてご教示を頂いた。勤務先の同僚の室田武さんには、政府通貨についてご教示を頂いた。ここに記して謝意を表したい。もちろん誤りなどの責任は、筆者にある。

(やまもり・とおる 同志社大学経済学部教授)

## 参考文献

- Department for Work and Pensions (2010) 'Income-related benefits: estimates of take-ups', (<http://statistics.dwp.gov.uk/asd/index.php?page=irb> 2011年5月15日最終閲覧).
- 遠藤美奈 (2002) 『健康で文化的な最低限度の生活』再考: 困窮者のシティズンシップをめぐる』 飯島昇藏・川岸令和編 (2002) 『憲法と政治思想の対話: デモクラシーの広がりと深まりのために』 新評論.
- Hernanz, Virginia, Franck Malherbet and Michele Pellizzari (2004) 'Take-up of Welfare Benefits in OECD Countries: A Review of the Evidence', OECD Social, Employment and Migration Working Papers No.17.
- 北海道東北知事会 [2011] 「東日本大震災に係る要望書」(平成23年4月11日) 第一回東日本大震災復興構想会議資料 (平成23年4月14日), (<http://www.cas.go.jp/jp/fukkou/> 2011年5月22日最終閲覧。他の復興構想会議資料も同じく内閣官房のHPより).
- 井掘利宏 (2011) 「マニフェストの全廃と最小限の公債発行で復興財源を捻出せよ」『週刊ダイヤモンド』99-18.
- ILO (2009) The Financial and Economic Crisis: A Decent Work Response, ILO.
- いのうえつこ (2008) 『地震は貧困に襲いかかる: 「阪神・淡路大震災」死者6,437人の叫び』 花伝社.
- 五百旗頭真 (2011) 「議長提出資料」第一回東日本大震災復興構想会議資料 (平成23年4月14日).
- 伊藤元重 (2011) 「国民が日本再生を担う復興債と復興税を財源に」『週刊東洋経済』No.6318.
- 神野直彦 (2011) 「連帯基金と連帯税で分権の復興を」『週刊東洋経済』No.6320.
- 菅直人 (2011) 「諮問: 東日本大震災による被災地域の復興に向けた指針策定のための復興構想について」第一回東日本大震災復興構想会議資料 (平成23年4月14日).
- 菊池英明 (2010) 「消費の社会的強制と最低生活水準」『季刊・社会保障研究』46-2.
- 駒村康平 (2010) 「貧困社会への処方箋: 新たなセーフティネットの構築」厚生労働省ナショナル・ミニマム研究会第三回資料.
- 厚生労働省社会・援護局保護課 (2010) 『生活保護基準未達の低所得世帯数の推計について』(平成22年4月9日).
- 厚生労働省社会・援護局保護課長 (2011) 「東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取扱いについて」社援保発0317第1号 (平成23年3月17日).
- 厚生労働省社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会 (2004) 『生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書』(平成16年12月15日).
- 森信茂樹 (2011) 「時限増税で連帯示す: 震災復興財源は所得税と法人税の付加税で調達せよ」『週刊エコノミスト』No.4170.
- 村上慎司 (2009) 「所得税の累進税率変更試算」立岩真也『税を直す』青土社.
- 村上慎司 (2011) 「震災復興基礎所得の試算」ベーシック・インカム日本ネットワーク企画委員会2011年4月10日会合資料.
- 村岡到 (2011) 「<被災生存権所得>の新設を: 東日本原発震災に直面して」村岡到編『ベーシック・インカムの可能性: 今こそ被災生存権所得を!』ロゴス.

- 室田武 (2004) 『地域・並行通貨の経済学：一国一通貨制を超えて』 東洋経済新報社.
- 永松伸吾 (2011) 「キャッシュ・フォー・ワーク (CFW) の提案：被災地復興のために地元雇用を！」 『atプラス』 8.
- OECD (2007) OECD Economic Surveys, Japan 2006, OECD (大来洋一監訳 (2007) 『OECD日本経済白書2007』 中央経済社).
- OECD (2008) Growing Unequal?: Income Distribution and Poverty in OECD Countries, OECD (小島克久・金子能宏訳 (2010) 『格差は拡大しているか：OECD加盟国における所得分布と貧困』 明石書店).
- 佐藤聡 (2011) 「大震災を乗り越えよう 『3.11後の選択』 再起・復興を期して<4>：故なき 『シジフォスの岩』 収入をどう確保するか』 『住宅新報』 3213 (5月3日号), 1面.
- 生活保護問題対策全国会議 (2011) 『震災と生活保護制度 Q&A』  
([http://www.moyai.net/pdf/311quake\\_seikatsuhogo\\_QA.pdf](http://www.moyai.net/pdf/311quake_seikatsuhogo_QA.pdf) 2011年5月18日最終閲覧)
- 清家篤 (2011) 「復興構想会議提出メモ：基本的な考え」 第二回東日本大震災復興構想会議資料 (平成23年4月23日).
- 関曠野 (1994) 『国境なき政治経済学：世界のアメリカ化と日本イエ社会をめぐって』 社会思想社.
- 関曠野 (2007) 「地球温暖化とポスト工業社会」 『耕』 No.112, 山崎農業研究所.
- 関曠野 (2009) 「生きるための経済：なぜ、所得保証と信用の社会化が必要か」 (ベーシック・インカム・実現を促す会で行われた講演の記録 <http://bijp.net/transcript/article/27> 2011年5月18日最終閲覧)
- 関曠野 (2011) 「計算不可能な原発事故のリスク：原発はテクノロジーの名に値しない極端なアクロバットだ」 『図書新聞』 3011.
- 指定都市市長会 (2010) 『社会保障制度全般のあり方を含めた生活保護制度の抜本的改革の提案』  
([http://www.siteitosi.jp/activity/pdf/H22\\_10\\_21\\_01.pdf](http://www.siteitosi.jp/activity/pdf/H22_10_21_01.pdf) 2011年5月22日最終閲覧)
- 指定都市市長会 (2011) 『東北地方太平洋沖地震にかかる指定都市市長会緊急要請』  
([http://www.siteitosi.jp/activity/pdf/h23\\_03\\_31\\_01\\_01.pdf](http://www.siteitosi.jp/activity/pdf/h23_03_31_01_01.pdf) 2011年5月22日最終閲覧)
- 橋本俊詔・浦川邦夫 (2006) 『日本の貧困研究』 東大出版会.
- 高成田享 [2011] 「復興にかかる財源について」 第二回東日本大震災復興構想会議資料 (平成23年4月23日)
- 達増拓也 [2011] 「『緊急に提言すべき事項』として提案する項目」 第四回東日本大震災復興構想会議資料 (平成23年5月10日)
- 埋橋孝文 (1999) 「公的扶助制度の国際比較：OECD24ヶ国のなかの日本の位置」 『海外社会保障研究』
- van Parijs (1995) Real Freedom for All: What (if anything) can justify capitalism, Oxford University Press,  
(後藤玲子・斎藤拓訳 (2009) 『ベーシック・インカムの哲学：すべての人にリアルな自由を』 勁草書房).
- 若林雅人 (2011) 「焦点／災害救助法生かされぬ趣旨／生業再建すべて自腹」 (河北新報5月20日ネット配信, [http://www.kahoku.co.jp/spe/spe\\_sys1071/20110520\\_01.htm](http://www.kahoku.co.jp/spe/spe_sys1071/20110520_01.htm) 2011年5月25日最終閲覧)
- 山田篤裕・四方理人・田中聡一郎・駒村康平 (2008) 「貧困基準の重なり：OECD相対的貧困基準と生活保護基準の重なり」 駒村康平編 『格差と社会保障のあり方に関する研究』 厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業平成19年度総括・分担研究報告書.
- 山田篤裕・駒村康平・四方理人・田中聡一郎 (2011) 「資産の考慮による要保護世帯率の変動：保護率の地域差と資産保有の関係」 『三田学会雑誌』 103-4.
- 山森亮 (2009) 『ベーシック・インカム入門：無条件の基本所得を考える』 光文社.
- 全大阪生活と健康を守る会連合会 [2010] 『平和と民主主義・くらしと健康を守る二〇一一年度予算要望書』 (平成22年10月21日)
- 全建総連軌路建設ユニオン (2011) 「特別決議：私たちはベーシック・インカムを要求する」 (2011年4月9日定期大会)